

欧州共同市場における若干の問題点

清水貞俊

序

一、社会問題

〔一〕 フランソア・ペルールの論文をめぐって

〔二〕 経済の調和ある発展

—— 欧州投資銀行 ——

〔三〕 雇用問題

—— 欧州社会基金を中心に ——

(A) 企業の転換に基づくもの

(B) 労働者の自由移動

(C) 景気政策

二、農業貿易の問題

〔一〕 欧州農業貿易の概観

〔二〕 欧州農業同盟の計画

〔三〕 欧州共同市場の農業に関する規定及び将来への展望

欧州共同市場における若干の問題点(清水)

序

昨年一月に成立した欧州共同市場 (le marché commun, der Gemeinsame Markt) は、愈々本年の一月から関税の引下げ及び輸出入数量制限の廃止の方向へとふみ切ったのであるが、その間、種々取沙汰されていた欧州自由貿易地域計画は一時おあずけとなり、又共同市場をめぐるフランス・フランの切下げやポンドを始めとする欧州諸国の通貨の交換性回復等めまぐるしい動きを示したのであるが、その共同市場における若干の問題点について、種々の見解を紹介し、且、私の考をまとめたのが本論の目的である。

共同市場の内容については種々の紹介や論文が出ており、今更述べる迄もない事であるが、論述の順序として極めて簡単に述べると、欧州共同市場は欧州経済共同体 (La Communauté Economique Européene, die Europäische Wirtschaftsgemeinschaft) の一つの内容をなし、欧州六ヶ国（ドイツ、フランス、イタリー、オランダ、ベルギー、ルクセンブルグ）による関税同盟をその主体となし、域内の関税及び貿易の数量制限を撤廃し、貿易の自由化をはかり、更にこれに関連して人、役務及び資本の自由移動をも実現し、更にこのために必要な限度内で経済政策の統一化を実現して一つの大きな経済単位を設立してその生産力を増大させようとするものである。⁽¹⁾

しからは如何なる要請に基づいて共同市場が出現したか。これについても多くの論文が出ており、主として経済的理由と政治的・軍事的理由とに分けることが出来るが、共同市場出現の論理的必然性及び欧州経済統合のたどつた今日迄の過程についてはここでは述べないことにする。

欧州経済共同体が同地域の内外に与える影響は大別して二つに分けられる。一つは域内の経済に与える構造変

化の問題であり、他は域外の経済に与える影響であり、これが又英国を含めるO.E.C諸国への影響と非欧州地域に対する影響とに分れるだろう。我々日本人の立場から考えると欧州共同市場が世界貿易に対し、特に日本の輸出市場であるアジア市場に対し如何なる影響を与えるかが直接の問題であるが、共同市場そのものの完全な実現は十二—十五年後のことであり、外部に対して直ちに急激な影響を与えるとは思われない。それよりも共同市場そのものが様々の相対立する矛盾の妥協の産物であり、一応「欧州経済共同体」という形で出来たことは事実であるが、その実施にあつて域内の経済構造に変化を生ぜしめ、その過程において種々の矛盾が表面化して来るであろうし、その矛盾の弊害を抑えようとする共同市場そのものを不具にし、名のみものとなす恐れがある。特に共同市場によって惹起される欧州内部の経済構造の変化とそれに伴う失業の発生等の社会問題等が大きな問題としてとりあげられるべきであろう。海外諸領域との連合の問題や、共同体における貨幣政策も大きな問題ではあるがこれについては又別の機会に論ずることにして、ここにおいては特に欧州共同市場によって惹起される社会問題と農業貿易の問題とをとりあげて考察してみたい。

(1) *Traité instituant la Communauté Economique Européenne* 参照。

(2) 経済的理由を述べている資料としてはスバーク報告を第一にあげるべきであろうが、その他においてもおおむね資本主義的大量生産にもなう市場の狭隘を打開するためということが一番大きな理由であろう。更にドル不足を緩和することもその理由としてあげられる。政治的・軍事的理由は稍々複雑で例えばフランスやドイツといったように国を異にするとその政治的意図も又変つて来るが最大公約数として各国共通なものは東のソヴィエトと西のアメリカにはさまれた斜陽的な地位に転落した欧州を政治的・軍事的にその地位を向上させようとするものである。政治的・軍事的な面をとくに前面におしだしてゐる例は、Daniel Villey の *Le marché commun dans l'optique européenne* (*Revue d'économie politique*, Janvier-

Février, 1958) であり彼は(1)精神的理由、(2)軍事的理由、(3)ドイツの理由、(4)フランスの理由、(5)アフリカの理由、(6)経済的理由、となし経済的理由を最後に持ってきて来ている。

一、社会問題

共同市場の実現にともなう労働問題、特に労働者の雇用問題とその生活水準の問題は主として経済統合——域内の関税障壁及び数量制限の撤廃——にともなう競争の激化、弱小企業の倒産及び大企業の合理化の進展から結果する失業の発生、又域内における国際分業の推進にともなう企業の方角転換により生ずる失業の発生が第一に考えられる。更に共同市場条約において宣言されている労働者の自由移動に関して一国に発生した失業が他国へどの様な影響を及ぼすかということ、これは景気変動の問題とも関連して問題になるであろう。実際失業と迄行かなくても、そのような失業に対する潜在的な脅威は、競争の激化にともなうて給料の引下げやその他の方法で労働者の生活水準の引下げの圧力となることが十分考えられる。又他方において様々な社会的階級の人々の間で、或は又異なった国、異なった地方で国民所得の分配が不公平に行われるようなことはないか。例えばドイツの産業が他国の産業を圧倒して六ヶ国欧州の内部で支配的地位を占めるようになりはしないかという問題も又生ずるのである。これらに対して欧州経済共同体はどのような手段をとろうとするのか。又その効果は期待しうるだろうか。これらが本節における主要な問題である。

労働者の生活水準や雇用水準に関して楽観的な立場をとっている人々も勿論存在しているし、かえってこの立場に立つ人々の方が多いようである。だからこそ条約が署名され、批准されたのである。楽観的な立場に立つ人

の例をあげれば、例えばモーリス・アレー⁽¹⁾やティボール・シトフスキー⁽²⁾があげられる。モーリス・アレーはその論文において一連の数式の展開により次の如き結論を下している。即ち交易の自由化は、「共同市場の範囲内において生活水準の全般的上昇という効果をもたらし」、「各加盟国は共同市場に参加することによつて利益のみを受け、この参加によつて生活水準の低下を見るという怖れは全くない」「六ヶ国欧州の経済的統合は六ヶ国欧州に二倍の生活水準を許すという結論になる」と。又、シトフスキーは経済統合の雇用に及ぼす効果について、欧州の雇用政策は外国貿易に大きく影響されるが、経済統合の結果、その外国貿易に対する従属性を排除し、国際収支の困難を生ずることなく安定した雇用水準を容易に維持することが出来、経済統合によつて雇用を犠牲にせず物価安定が得られ、物価安定を犠牲にせずに雇用の増加が得られ、且、生産の隘路を打開し、有効需要を刺戟し生産と雇用を刺戟する。かくして経済統合は競争を増大させることによつて恐らく総所得の中で労働者の分け前を増大させ、かくして消費性向を増大させるといつてゐる⁽⁴⁾。

これに対し、逆に労働者の生活水準や雇用水準が悪化すると考えている人々も当然存在する。ソ連を始めとする東欧諸国においては、共同市場によつて独占資本が強化され、労働者に対する搾取の激化、社会不和と貧困化の加速が行われ、且、六ヶ国欧州に対するドイツの支配が確立されることを述べているが⁽⁵⁾、西欧においても、E・ストラウスやフランソア・ペルーはこの部類に属する。以下において特にフランソア・ペルーの論文を稍々詳しく紹介して見たい。

(1) Maurice Allais: *Fondements théoriques, perspectives et conditions d'un marché commun effectif.* (Revue d'économie politique, Jan-Fev, 1958, pp. 56~99.)

欧州共同市場における若干の問題点 (清水)

- (2) Tibor Scitovsky: Economic Theory and Western European Integration. 1958.
- (3) Maurice Allais: *op. cit.*, pp. 92~93.
- (4) Tibor Scitovsky: *op. cit.*, pp. 17~19. 参照
- (5) 例とは東独の文献として次のものがあふ。
- K. H. Domdey: Die deutschen Monopole auf den äusseren Märkten — unter besonderer Berücksichtigung der „Integrations- und Freihandelspolitik“ 1958.
- Dr. Rolf Lohse: Die Zollpolitik — vom westalliierten Außenhandelsmonopol zum «Gemeinsamen Markt» 1958.
- (6) E. Strauss: Common sense about the common market — Germany and Britain in Post-War Europe. 1958.

〔一〕 フランソア・ペルーの論文をめぐって

ここでは特にフランソア・ペルーの論文をとりあげて見よう。フランソア・ペルーはフランス・ソシオロジスムの主唱者の一人で、「支配経済」(Economic dominante)の理論で知られている⁽¹⁾。この理論によるとペルーは経済的現実を、支配するものと支配されるものとの関係の全体としてとらえ、決して対等な立場の当事者を前提としない。一たび企業の間にも不釣合が生ずるとそれが発展して支配の累積的な作用が生ずる。かかる支配的グループが現代の経済においては独占的或は寡占的グループで経済の進歩、発展は好むと好まざるとにかかわらず支配的グループによって推進されるというのである。かかる考はここで取りあげようとする「共同市場における競争の諸形態」⁽²⁾という論文においてもはっきりとあらわれている。

ペルーは現行の経済共同体を輸送網により、生産の中心の局地化(localisation)と集中(agglomération)により、更に生産諸単位の多くの形態の独占及び独占群によって特徴づけている(三四〇頁)。そしてこのような集中され

局地化された生産の中心地は、交通、労働、権力、資本を引きつける極 (poles) として働らく発展の極であるといっている(三四三頁)。共同市場によつて域内の関税を撤廃することはそれだけ競争が激化するのであるが、この競争によつて価格が安くなり消費者が利益を蒙むとは限らない。何故ならば現在には二十世紀の世の中であり、即ち、独占資本の時代である。競争が激化しても決して十九世紀的な競争ではなくてそれは独占的な競争である。即ち彼がいうには「独占的な競争は二十世紀における決定的現象である。それは独占資本主義の構造に対応する。」(三五三頁)「共通な関税率の保護の下に国境を漸進的に開くことは独占的競争を刺戟する。これは無数の、僅かばかり不均等な、価格及び消費者の需要に対して従順な、小さい生産諸単位間の競争ではない。決定的なものは大きな単位間の競争である。」(三五三頁)かかる競争を通じて独占的なグループが経済発展の原動力となり、支配的な役割を演ずるのであり、特にこの独占グループが国家と結びついた時に最も大きな力を持ち、経済の累積的な発展、成長、進歩がかかるグループ、かかる国家の存在する地域において行われる。そしてこのような発展は他の地域即ち相対的に後れた地域を引上げ同質化する傾向は持たず、むしろ不均衡の要因として働らくというのである。「地域の総体の経済活動の成長は表面の上に等しく分かれたれないで、特権的な地点、或は発展の極の周囲に現われる。……共同市場内の関税障壁を低めることは、その効果が如何に大きくとも、発展した地域及び相対的に停滞した地域から形成される経済を同質化する効果はもたない」(三五七頁)。ところで欧州経済共同体は高度な雇用と調和のとれた経済発展とを要求するのであるが、かかる独占的な競争は物価の安定、調和のある発展をとまらぬ完全雇用を困難にする(三六六―三六七頁)。

要するにペルーによると共同市場において支配的なものは独占的な競争であり、生産の集中と極化(polarisation)

であり、完全雇用や調和のとれた経済発展の行われる見込があるようにには思われたいのである。但し彼においてもこのように共同市場の悪い面ばかりを述べているのではなく、その良い面もあることを認めるのであるが、そのような良い面は悪い点が抑制され、修正された場合のみ発揮されるのであり、独占的な競争、独占資本及びこれと結びついた個々の国家、これらをおさえる強大な権力（*powerful*）の出現を望んでいるのである。即ち「超国家的な権力のみがこの複雑な、且、混合した競争を方向づけ制御することが出来るであろう」（三六四頁）と云って結局もつと強大な欧州国家の如きものの出現を望んでいるのである。そして条約においては、「かかる権力を打建てていないし又準備してもない。」（三六八頁）と不満をもらしている。

彼の論文は稍々結論を前面におし出して、かかる結論の出て来た論理的、或は実証的過程がとぼしい感がないでもないが、これは彼の「支配経済」の理論によって補われ、この「共同市場における競争の諸形態」という論文は彼の理論の欧州共同市場に対する現実的な適用とも見られ、一種独特な注目すべき論文であろう。彼は更にフランスの立場をよく代弁している。即ち共同市場において発展の極となり、特権的な地点となるのは動力資源や輸送網の錯綜した、又大きな港湾や河川があり、商品・資本・情報・金融等の取引の中心地であり、具体的にはドイツ、特にルール地方及びベネルックスをさしており、フランスは北東部のごく一部を除くと停滞した地域に属することを恐れているのである。かくして論文ではここ迄はつきりはいっていないが、具体的にはドイツをおさえる超国家的権力の出現を望んでいるのである。

共同市場がもし今後約十五年後に完全に実現することに成功するならば、かかる経済的な統合はやがて各国の国家権力そのものを桎梏と感じ、国家的統一の方向へ進むことになることが考えられる。その時にはペルーの望

んでいるような六ヶ国の国家権力を止揚した一つの統一国家が出来ぬかも知れない。しかしここでペルーが見落しているのは、そのような国家が出来たとしても、それはやはり現在の国家と同様に巨大な独占グループと結びついた国家以外の何ももなく、経済発展はいくらも変らず総体の利益に従ってではなく、独占的グループの利益に従って行われるであろうということである。

(1) フランソワ・ペルーの経済学については

久保田明光著 現代フランス経済学 東洋経済新報社 昭三二年 参照

(2) François Perroux : Les formes de la concurrence dans le marché commun. (Revue d'économie politique, Jan.-Fev. 1958, pp. 340~378)

〔二〕 経済の調和ある発展

—— 欧州投資銀行 ——

共同市場によって完全雇用と、調和ある発展とはありそうにもないとペルーによっていわれているが、ペルーの場合、条約における種々の規定にはあまり言及していない。以下において「欧州経済共同体を設立する条約」は経済の調和ある発展、雇用政策、労働政策について如何に考え、且、不均衡や不完全雇用について如何なる政策をとろうとし、又、かかる政策の効果は期待しうるものかどうかを条約の規定について検討してみよう。⁽¹⁾

勿論何らの規制も行わずに域内の商品、資本、人員の移動の自由化を行えば経済の調和ある発展を得るところか不均衡を累積的に増大させるものであることは、欧州経済共同体を設立するにあたって一応考慮されてはいる

のである。この条約の基礎となつたスパーク報告⁽²⁾において次の如くいわれている。「経済発展の程度がそれぞれ不均等な地域国で、急激に交流が行われると、最低の労賃や、最高の投資の生産性によって、それまであまりめぐまれていなかった地域が自動的により急速に発展し、その水準もたがいに接近するようになるなどということ⁽³⁾は実際問題としてありえない。それどころか、……その較差が逆に累積的にひらいてゆくことがある。」かかる事実を考慮に入れてそれを避けて経済の均衡ある発展、人々の生活水準の向上ということも、少くとも条約の起草にあたっては一応考慮に入れられているのである。即ち条約の前文では「それらの国民の生活及び雇用の条件を絶えず改善するという主要目的に対して努力を向け、……地域間の差及び不利な条件にある後進性を減少することにより調和した発展を確保することを念願」すると述べており、条約の第二条において「共同体全体の経済活動の調和した発展、継続的且均衡のとれた拡大、増大した安定、生活水準の加速的向上……を促進する」のが共同体の使命であるとなしている。又社会政策に関する規定においても「加盟国は、労働者の生活及び労働条件の改善を促進し、もつて、次第に高度化する水準において、これら条件を平等化することを可能ならしめることの必要性について同意する」（第百七条）旨しるされている。もつともこれらは理念としてかかげた抽象的な規定であつて、これが具体化された規定としては第一に関税同盟を中心とした商品、資本、労働者の自由移動であり、又社会政策や欧州投資銀行、欧州社会基金に関する規定であろう。

前者は主として関税同盟の経済的效果として論ずべきであらう。⁽⁴⁾域内の貿易の自由化をはかることにより、域内の各国は比較的に優位を占める産業に特化し、全体として国際分業の利益により生産の能率がよくなり、それだけコストも安くなるだろうし更に又大量生産が可能となることから又コストが安くなり、域外諸国に対する

競争力が強化されることは事実である。かくして共同体六ヶ国の輸出が伸張する。この輸出の伸張が他の競争国及び後進国を犠牲にしてなされるものか、或は補完関係にある国に対しても同時に利益を与えることになるのかは重要な問題であるが、本論文では域内の経済が問題なのであるからここではこれにふれないことにする。勿論域内経済も国際経済に大きく影響されることは事実ではあるが。さて、かくして達成される生産の高率化は一方において企業の転換にともなう失業者を発生させ、大企業と中小企業の差を拡大し、又発展した地域と発展が相対的に遅れている地域との差を増大させるという結果をもたらす。これらに対処しようとするのが欧州投資銀行 (La Banque européenne d'investissement; Europäische Investitionsbank) であり、又欧州社会基金 (Le Fonds social européen, Europäischer Sozialfonds) である。

先づ欧州投資銀行から述べることとする。銀行の任務は「資本市場及び自己資本により、共同体の利益に合するよう、共同市場の均衡のとれた円滑な発展のために貢献する」ことであり、又「この目的のために、銀行は、営利的な目的を追求することなく貸付及び保証を与えることにより、経済のあらゆる部門における以下の計画に対し融資を容易にする」ことである(第百三十条)。ここで以下の計画と云うのは、

- (a) 低開発地域の開発に関する計画、
- (b) 企業の近代化又は転換のための計画、又は共同市場の漸進的設立に必要であり、かつ、その規模と性格の故に、加盟国に現存する諸種の融資方法によっては完全に包含されないような新活動をつくりだすための計画、
- (c) 各加盟国に現存する諸種の融資方法によっては完全に包含されることが出来ないような規模と性格をもつた多数加盟国の共通の利益に関する計画

となっている。

銀行の資本は十億勘定単位の応募資本（一勘定単位は純金〇・八八八六七〇八八グラム）からなり（欧州投資銀行定款第四条）、銀行が供与する借款及び保証はこの応募資本額の二五〇パーセント迄与えられる（同じく第十八条）。各国の応募資本に対する割当や払込み方法、或は銀行の運営に関する他の規定はここでは必要がないから省略する。⁽⁵⁾

このように銀行は後れた地域の開発や他の商業銀行を始めとする営利的な金融機関から融資を受けることのない処へ融資をして後れた地域を發展させて調和ある經濟の發展を実現させようとするものである。このことは条約付属の「イタリアに関する議定書」(Protocole concernant l'Italie)においても強調されている。しかし条約において「営利的目的を追求することなく」と述べられてはいるものの、その貸付の金利及び手数料は正しく商業的なセンスに立ったものである。即ち、「銀行が供与する借款の利率及び保証の手数料は、資本市場の一般条件に適合し、かつ、銀行がそれから得られる収入をもって債務を支弁し、経費をまかない、又第二十四条に定める準備金を積み立てることができるように計算されたものでなければならぬ」（銀行定款第十九条）となっており、従つて又その貸付及び保証の条件は厳格とならざるを得ない。特に定款第二十条によると、

「銀行は次の場合にのみ貸付を行い又起債のための保証を与えることが出来る。

(a) 利子支払及び償却が、生産部門の企業が行う計画の場合には企業利潤により保証され、又は、他の場合には計画の遂行される国が受諾する約束若しくは他の方法による約束によつて保証されている場合。

(b) 並びに計画の実施が經濟的生産力全般の増加に寄与し、又、共同市場の發達を促進する場合。」
 となつており、元利の償却がはっきりと企業自体により、或は國家その他によつて保証されている場合でない

貸付や保証が行われないのでなる。かかる規定も銀行そのものを維持する上から当然と云えば当然の規定かも知れないが、特に後進国や不利な地域、不利な産業に融資するための公共資金としての性格を大いに減殺するものである。後進国においては何よりも先づ基礎産業を起すことが必要であるが、このような基礎産業においては自分の間利益のあがる筈がないのは当然である。スパーク報告において「生産を發展させる基本的諸条件——つまり道路・港湾・輸送機関・排水・灌漑・土地改良などの諸工事や学校・病院の設立——がまづ公共資金で」作り出されることの必要性が述べられているが、これらは經濟發展には不可欠であり、これによって他の産業部門の生産が上昇するであろうが、これらの大部分はそれ自体は決して利潤をあげえず、従って元利の償却も不可能なものが多い。とするとやはり銀行の融資は収益性の確実な処へ向く恐れがあり、或は實際に後進地域に対して融資がなされる場合はその国の政府に対し、極めてきびしい条件が課せられ、当該政府は借款の申入れをためらうような場合の生ずることが想像される。かくして欧州投資銀行は、勿論經濟發展の不均衡を緩和するのに全く無力であるとはいえないとしてもそれほど大きな期待はかけられないのではなからうか。

(1) 条約の解釈や批判については次の文献を主として参考にした。

Jacque Tessier : Les problèmes sociaux (Revue d'économie politique, Jan.-Fév., 1958, pp. 230~225)

Jacque Tessier : Préoccupation des syndicalistes français face au marché commun. (Revue du Marché Commun, Sept. 1958, pp. 300~309)

E. Strauss : Common sense about the common market, London, 1958.

(2) 正確に云うと「 Messina會議で設置された各国政府委員会議主席代表団の六ヶ国外相に宛てた報告」(Comité Intergouvernemental créé par la Conférence de Messine, "Rapport des chefs de Délégation aux Ministres des Affaires Etran-

欧州共同市場における若干の問題点(清水)

gères" 21 avril 1956)

- (3) スパーク報告、片山謙二他訳、日本関税協会編「共同市場と国際貿易」二七一頁。
- (4) 関税同盟の効果の問題をあつかつたものとして次のものがある。

J. Viner: The Customs Union Issue, New York 1950.

J. E. Meade: The Theory of Customs Unions, Amsterdam, 1955.

- (5) これについては条約の付属議定書 Protocole sur les status de la Bank Européene d'Investissement 参照。

- (6) 日本関税協会編 共同市場と国際貿易 二百七十一頁。

〔三〕雇用問題

——欧州社会基金を中心に——

次に欧州社会基金の活動を含めた雇用問題について述べよう。既に述べた如く、共同市場の設立により、企業の転換、雇用の転換が行われる場合一時的に失業が発生する。かかる失業者がうまく新しい職を見出し得ない場合も多いであろう。更に中小企業の没落によりそこに働らいている労働者が産業予備軍に加わるだろうし、中小企業の企業者自体が職を失うこともあるだろう。或は又、大企業といえども激化した競争に対抗するために生産性の向上と称する人員整理を行うこともあるだろう。更に条約によると労働力の自由移動に対する制限を漸進的に撤廃することになっている（第四十八条）。この自由移動は、一方において失業の存在する地方においては失業問題を解決する一つの手段になるが同時に他方において外国からの失業者の移動により失業の輸入という現象が生じ、本来ならば失業の存在しない、或はわずかしか存在しない地方に大きな潜在的圧力となって現職についている労働者の賃銀を引下げするような圧力をおよぼすかも知れない。又、資本主義に個々の景気変動にもとずく

失業者の発生もあるだろう。これら総ての失業に対して条約はどのような手段を構じようとするのか。

(A) 企業の転換に基ずくもの

欧州投資銀行について述べた処で、銀行は「企業の近代化又は転換」のために融資を容易にすることもその一つの任務であることについて述べたが、欧州社会基金は「共同市場における労働者の雇用の機会を増加し、もつて生活水準の向上に寄与するため、以下の規定の範囲内で共同市場の雇用の便宜及び地理的、職業的移動性を増進するため」（第百二十三条）に設立される。即ち、企業転換により労働者が職を変更し、或は又新たに職を求めて労働者が地理的に住居を変更することに対し手当が出されるのであり、この基金の援助は、「加盟国の要請によつてなされ」、且、「当該加盟国又は公共団体が、次の目的のために使用する費用の五〇パーセントを基金が負担する」（第百二十五条）ことになっている。次の目的とは、

(a) — 職業的再教育⁽¹⁾ —

—— 住居移転のための手当⁽²⁾ ——

によつて労働者に生産的再雇用を確保するため、

(b) 企業が他の生産に転換するに伴つて、全面的或は部分的に一時雇用が減少し、停止される労働者に対し、再び完全な雇用を得るまでの間、同一の水準の給与を引続き受けることが出来るために援助を与えるため。

(第百二十五条第一項)

となっている。但し、これらの職業的再教育や住居移転のための手当、及び失業期間中に支給される援助につい

ては、次の如き制限が加えられている。即ち、失業労働者が新しい職業、新居住地における職業、或は事業内容の変った元の会社において、「少なくとも六ヶ月間以上、生産的な雇用を得た場合」³⁾に始めて過去に遡のぼって援助がなされるにすぎないのである。従って、これらの失業救済のための経費は先づ各国の政府が自己の財政の中から支出し、且、当該支出による失業救済策が成功して失業者が新たに異なった職において、或は異なった場所において雇用を見出し、六ヶ月間以上そこにおいて継続的に仕事に従事し得た場合に、事後的に基金から当該政府に対し、その出資の五〇パーセントが償還されるという仕組である。しかしこれでは、「よくやった」という論功行賞の意味は持つかも知れないが、本来の失業救済策としての主動的な意味は全く持たないという他ないであろう。しかもその国の財政状態がとぼしい国においては猶更である。即ち、基金の援助は「加盟国の要請によって」なされるのであるから、実際、客観的に見て基金の援助が必要であると判断されるような場合においてさえも、その当該地域の国家の財政が豊かでない場合は基金に対する援助の要請が行われまいという場合も出て来るだろう。又これに反して、基金の援助は財政状態が有利な国に対し多くなされるといふ危険も生じて来る。其他においても雇用の増大という抽象的な言葉は条約の処々で見出されるとしても長期にわたる失業者の救済特に構造的失業と考えられるものに対する対策というものは全く無策という一言につきるだろう。尤もこれは極めて困難な問題で、資本主義経済という枠内でそれを望むことの方が無理なのかも知れない。

- (1) 原文は、*la rééducation professionnelle* となっている。このためになされる手当は、同一の職に復帰するのではなく、新たな別の職につく場合、その技術その他を習得するために支払われる手当であり、新たな職業教育のための手当である。従って「職業的再教育」と訳した。外務省経済局の仮訳によると「職業復帰」と訳されている。しかし単なる職業復帰とは

違うのであるからこれは適訳ではない。

(2) 原文は *des indemnités de réinstallation* となっており、これは失業労働者が新たに職につくために、共同市場内で住居を変更することを余儀なくされた場合、その住所変更のための手当である。従って「住居移転のための手当」と訳した。外務省経済局の仮訳によると「再就職手当」と訳されているが、内容からいって適訳でない。

(3) 条約の第百二十五条第二項によると、次のようになっている。

職業的再教育費に対して与えられる基金の援助は、失業労働者が新しい職業に雇用され得た場合にのみ、且、失業労働者が再教育を受けた職業において少なくとも六ヶ月間以上生産的な雇用を得た場合に行われる。

住居移転のための手当に対する援助は、失業労働者が共同体内において住居を変更することを余儀なくされ、新居住地で少なくとも六ヶ月間以上生産的雇用得た場合に行われる。

企業の再転換の場合に労働者のために与えられる援助は次の条件を前提として行われる。

(a) 当該労働者は少なくとも六ヶ月間以上この企業において新たに雇用される。

(b) 関係政府は、あらかじめ当該会社が作成した事業内容の変更及びこれがための融資についての計画を提出しておくこと。

(c) 委員会は、事業内容変更計画に対し事前承認を与えておくこと。(傍点―清水)

猶、本条の訳に関して、日本関税協会編の「共同市場と国際貿易」に収録されている大蔵省税関部の翻訳では、「労働者が六ヶ月間、新しい職業を見出すことができないうちにのみこの基金からの支出が行われる」(傍点―清水)となっている。これは誤訳であろう。

(B) 労働者の移動の自由化

欧州共同市場における若干の問題点(清水)

既に述べたように欧州経済共同体は商品移動や資本移動の自由化と共に、労働者の移動をも共同体の内部で自由にすることが規定されているのであるが、もし労働移動が完全に自由であれば、例えばイタリーにおける多数の失業者の群——約二百万といわれている——が職を求めて、ドイツへ或はフランスへ殺到するだろう。これはフランスにとっては大きな問題である。実際に労働移動の自由とはどの程度のものなのか、条約の条文を参照しつつ考察して見よう。

条約によると共同体の活動は「加盟国の人、役員及び資本の自由移動に対する障害の除去」（第三条）をその一つの内容とし、「共同体内における労働者の自由移動は、過渡期の終りまでに確保される」（第四十八条第一項）のである。しからば労働者の自由移動は、もし過渡期の期間が終ったならば、あらゆる場合に無条件に好きなところへ移動が許されるのであろうか。どうもそうではなさそうである。第四十八条第二項によると、「自由移動は、……実際に提供された雇用に応ずる権利を認める」というにすぎない。更に又「雇用の提供と雇用の要求とを結合し、また、各地方及び産業において、生活水準及び雇用水準に対する重大な脅威を引き起さないような方法で、雇用関係の均衡をはかるような機構を設立すること」になつてゐることからしても、外国から雇用の申込みがないのに失業労働者の移動が強行されて、その国に住んでゐる労働者と競争することは、「各地方、各産業において、生活水準及び雇用水準に対する重大な脅威を引き起す」ものとして、この移動は拒否されるものと解される。又、過渡期の期間には第二百二十六条の保護の条項の発動も当然考えられる。このように考えると実際に労働者の移動が起るのは、最近急速に発展し、労働力が不足してゐるといわれているルール地方へ、イタリー（或はフランス）から若干の労働者が移動し得るにすぎないだろう。

従つて労働者が自分の生れた土地に執着を感じていること、気候・生活様式・言語の差等の如き労働者の移動の自由を妨げる法律外的な要因は別として、法律的に考えても労働者の自由移動(La libre circulation des travailleurs)は条文のある箇処では高らかに唱えられているにも拘らず、詳細に検討してみると、労働者の自由移動はいかかわらず大きな制限の下にあるということになる。制限付自由移動であるならばこれは自由移動ではない。従つて本条約においては労働者の自由移動などという言葉は抹殺した方が適當であらう。

このように考えて来ると欧州経済共同体の設立によつて、労働者の自由移動が実現され、失業者の多く存在する地域ではこの失業の圧力が緩和されるだろうとする楽観論や、或は逆に他国から失業者の大量の輸入を惹起し、国内労働者に対する圧力が強くなるだろうとの悲観論も當を得たものとはいえないのではなからうか。

(C) 景 気 政 策

これについては、(A)のところでも若干言及した資本主義経済そのものの構造に起因する失業と関連を持つていますが、景気変動に対しても欧州経済共同体としては特に具体的な政策はかかけていないし、又かかげられないであらう。条約の第三部「共同体の政策」の第二編「経済政策」と題する処の第一章が景気政策に関する規定であり、ここでは「加盟国は景気政策を共通の利害関係のある問題として考える」(第百三条第一項)と述べ、又「委員会」の提案に基づき、事態に適する手段を全会一致で」(第百三条第二項)理事会が決定することが出来るとしている。このように景気政策に関してとらるべき手段に対しては、すべての加盟国に拒否権が認められていることは注目すべきであらう。

(1) 景気政策とは *la politique de conjoncture* の訳である。この *conjoncture* という語はドイツ語の *Konjunktur* に相当する景気変動と訳すべき語である。従つて *la politique de conjoncture* を「景気政策」と訳した。この第百三条についてドイツ語で書かれた正文によると、*die Konjunkturpolitik* となつてゐるし又フランス語や英語で書かれてゐる解説を読んでみても、当然「景気政策」なる訳が正しい訳であることが立証される。例えば、E. Strauss “Common sense about the common market” 九九頁参照。

外務省経済局の訳では「日々の政策」と訳されており、日本関税協会編の「共同市場と国際貿易」に収録されている大蔵省税関部の訳では「相互連携の政策」と訳されている。何れも全く意味の通じない誤訳である。猶国際連合編輯の条約集第二九八巻(英語訳)には *Policy relating to economic trends* と訳されてゐる。

以上の考察から欧州経済共同体はその発展の過程において地域的、階級的不均衡を増大させる効果を持ち、それに対する緩和の方策も勿論考慮されてはいるが、その効果はあまり期待し得ないだろうと云うことになる。

猶この節でふれたかつたものに、共同市場によつてフランスの蒙る不利を是正するものとして条約付属の議定書「フランスに關係のある諸規定に関する議定書」(*Protocole relatif à certaines dispositions intéressant la France*) に述べられてゐる輸出に対する援助及び輸入に対する特別税の制度があり、更に又、社会制度の調和や経済社会評議会 (*Comité économique et social*) や又労働組合の動きなどがあるが割愛する。

二、農業貿易の問題

欧州共同市場において農業の問題は最も複雑微妙な問題の一つである。欧州においては各種の農産物は共同市場成立以前において、高率の保護関税により保護されておつたが、共同市場の成立により原則として農産物にも

共同市場の条約が適用されることになる。従って共同市場内部では農産物に対しても関税は漸次撤廃され、外部に対しては依然として高率の関税による保護が続くのであり、それにとともなう市場の転換やその他の問題が起つて各国の利害が対立するであろう。欧州の農業問題は今後極めて困難な問題となるであろう。

〔一〕 欧州農業貿易の概観

欧州共同市場の農業部門における考察に入る前に準備的に欧州農業特にその生産及び貿易について共同市場加盟六ヶ国を中心に考察する必要がある。先づ全般的に見渡すと第一表に示すように、西ドイツはあらゆる農産物の大量の輸入国で、ベルギーも殆んどすべての農産物の輸入国である。フランスは野菜及び果物の純輸入国であるが、穀物、肉、酪農

欧州共同市場における若干の問題点(清水)

第一表 主要食料品貿易 (1955年)
(単位100万ポンド)

	ドイツ		ベルギー		フランス		イタリー		オランダ		英国		デンマーク	
	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出
肉	19	7	4	3	13	19	16	3	5	48	293	4	1	102
バター	13	—	5	—	3	4	2	—	—	19	107	—	—	46
チーズ	13	2	8	—	4	7	6	8	—	20	26	1	—	11
卵	44	—	1	1	5	—	8	—	—	31	19	—	—	25
小麦及び粉	68	3	12	—	19	65	24	—	21	2	137	—	9	—
その他の穀物	47	6	29	—	15	3	10	1	46	3	83	3	12	6
果実及びト	80	1	11	2	60	10	5	68	10	6	87	—	5	1
野菜及び加工品	36	5	9	8	24	15	4	34	4	40	74	6	—	—
砂糖	7	—	1	5	19	40	1	—	9	6	101	29	—	—
アルコール飲料	11	7	7	1	87*	52	1	10	2	7	27	50	1	3

註 — 550,000ポンド以下

* アルゼリアからの輸入を含む

出所 The Economist Intelligence Unit Ltd., Britain and Europe, p. 51.

製品及びアルコール性飲料（ブドウ酒）の純輸出国となっている。但し、アルゼリアもフランスの一部と考える。イタリーは野菜、果実及びブドウ酒の輸出国であり、穀物及び肉類については純輸入国である。オランダは肉類、酪農製品、卵及び野菜の供給国であるが、穀物の需要国となっている。英国は共同市場には加盟していないが西ドイツと同様あらゆる農産物の消費国であり、アルコール性飲料（主としてウイスキー）を輸出しており、デンマークはオランダと略々同様に肉類及び酪農製品を輸出する。

以下商品別に立入って考察して見よう。

A、穀物

一九五五―五六年度の穀物の六ヶ国の総生産は四六五〇万トンで、総需要を満たすためには七七〇万トンの輸入が必要であった。一九五三―五四年から一九五五―五六年度の期間における穀物の自給率は第二表の通りである。自給率からいえば最も低いのはベルギーとオランダであるが、第一表に示すように輸入の絶対量からいえば西ドイツが一番大きな輸入国である。又フランスは小麦の純輸出国であるが第一表によるとかなりの分量の輸入をも行っている。これは上質のパン、又は上質の麵類の製造には一定割合のカナダ産或はアフリカ産の小麦を必要とするからである。共同市場諸国の小麦の輸入の半分以上は南北のアメリカから来り、ベルギー及びイタリーに対してはカナダ、他の国に対しては合衆国が主な供給国であるがアルゼンチンも又重要な地位を占めている。（特に西ドイツの輸入についての表を第三表にかかげておいた。）飼料用穀物では合衆国、アルゼンチンが重要な供給国である。これに対してフランスは、一〇〇万―二〇〇万トンの小麦を輸出しており、最も大きな相手国は英国と西ドイツであるが、西ドイツを含めた共同市場諸国向けは全輸出の三分の一以下にすぎない。（第四表）フランスでは

第二表 共同市場諸国の穀物自給率(%)

	穀物全体	パン用	飼料用
六ヶ国全体	87	92	80
ドイツ連邦共和国	74	73	75
ベルギー・ルクセンブルグ	48	53	44
フランス	108	119	95
オランダ	42	46	40
イタリー	94	92	95

出所: Pierre Fromont, Les Problèmes de L'Agriculture (Revue d'Economie Politique, Jan-Fév. 1958, p. 172)

第三表 西ドイツの小麦(粉を含まず)の主要輸入方向(原産地)(単位 metric tons)

	1955	1956	1957
U.S.	616,584	779,727	788,982
カナダ	537,680	964,416	995,297
アルゼンチン	327,598	369,744	350,907
フランス	597,948	288,756	357,034
全世界	2,434,000	2,969,000	2,901,000

出所 U. N.; Comodity Trade Statistics, Jan-Dec, 1955.
U. N.; Comodity Trade Statistics, Jan-Dec 1956.
U. N.; Comodity Trade Statistics, Jan-Dec 1957.

第四表 フランス小麦(粉を含まず)の主要輸出方向(単位メートルトン)

	1955	1956	1957
U.K.	696,475	192,720	337,586
デンマーク	198,074		14,022
西ドイツ	449,687	287,507	364,209
オランダ	184,393	21,210	77,873
全世界	2,264,000	882,742	922,745

出所 第三表に同じ。

農業に対する保護政策の結果小麦は世界価格よりも高価であり、例えば英国向けの輸出は欧州内部の価格よりも安い価格でなされており、これはフランス政府及び農業生産者の負担に帰している。これが特にフランスをして農業共同市場の必要性を感じさせた理由の主要なものの一つである。

B、肉類

共同市場内部の肉の需給は略々均衡し、様々の肉類をおおむね自給する。不足国はドイツ連邦共和国(約一七〇・〇〇〇トン)、イタリー(八〇・〇〇〇トン)、ベルギー・ルクセンブルグ(二〇・〇〇〇トン)であり、過剰国はオランダ(一一〇・〇〇〇トン)及びフランス(七〇・〇〇〇トン)である。一九五三―五四年から一九五五―五六

年の期間に六ヶ国の自給率は第五表の通りである。鳥肉についての正確な統計は入手困難である。

C、牛乳、乳製品及び脂肪

オランダは乳製品の大量の輸出国であり（第一表）、西ドイツはその生産規模が大きいかかわらず輸入国である（第六表、第一表）。フランスはわずかながら輸出している。六ヶ国全体では需要と供給とは殆んど一致するが少々過剰の傾向があらわれつつある。脂肪については、はっきりとした不足が認められ、これは第七表に示した通りであるが総需要は四〇〇万トンで半分以上が輸入されており、しかもその大部分は共同市場外の諸国から供給される。

D、砂糖

砂糖の需要及び生産は稍々気まぐれな変

第五表 肉類の自給率（%）（1953/54—1955/56）

	ドイツ連邦共和国	オランダ	ベルギー・ルクセンブルグ	フランス	イタリー	全 体
肉 類 (全 体)	92	128	96	102	91	99
牛 肉	90	103	97	105	87	98
豚 肉	97	155	102	101	97	102

出所：Pierre Fromont：Les Problèmes de L'Agriculture
(Revue d'Economie Politique, Jan-Fév. 1958, p. 175)

第六表 牛乳、乳製品の生産
(1957年, 単位 牛乳換算ヘクト・リットル)

	総生産	飼育用	自然乳	バター	チーズ	其 他
フランス	210	40	47	79	38	6
ドイツ	178	21	62	77	11	7
イタリー	87	19	25	10	33	
オランダ	59	4	14	16	13	12
U.E.B.L.	39	3	9	25	1	1
計	573	87	157	207	96	26

出所：Enquête sur les perspectives de l'économie française dans le cadre du marché commun. (Revue du Marché Commun, 8, Nov. 1958, p. 380)

第七表 油脂の生産及び消費
(1954—56年の平均, 単位 油換算1000トン)

	国内生産	純輸入	消費	国内生産	純輸入
ドイツ共和国	565	930	1,495	38%	62%
フランス	565	484	1,049	54%	46%
オランダ	170	208	378	45%	55%
ベルギー・ルクセンブ ルグ	104	124	228	46%	54%
イタリー	491	328	819	60%	40%
計	1,895	2,074	3,969	48%	52%

出所: Pierre Fromont: Les Problèmes de L'Agriculture.
(Revue d'Economie Politique, Jan-Fév. 1958, p. 178.)

第八表 砂糖の生産及び消費
(1955—56年度, 粗糖換算100万トン)

	生産			輸入(+)	消費
	甜菜糖	甘蔗糖	計	輸出(-)	
フランス (フランス・ユニオン, チュニジア, モロッコを含む)	1.6	0.4	2.0	—	2.0
ドイツ	1.3	—	1.3	+0.3	1.6
イタリー	1.2	—	1.2	-0.3	0.9
U.E.B.L. (ベルギー領コンゴを含 む)	0.4	—	0.4	-0.1	0.3
オランダ (属領を含む)	0.4	—	0.4	+0.2	0.6
総計	4.9	0.4	5.3	+0.1	5.4

出所: Enquête sur les perspectives de l'économie française dans le cadre
du marché commun.

(Revue du Marché Commun, 8, Nov. 1958, p. 380)

化をするが第八表は大
体標準的なものをあら
わしているのと見て差支
えない。ドイツ、オラ
ンダは輸入国であり、
フランス、ベルギー及
びイタリーは供給国で
ある。しかし収獲の悪
い時は後者の国も輸入
しなければならぬ。
総体的には供給は需要
を満たし得ないが、し
かし不足はわずかであ
る。域内の総ての国で
砂糖の価格は世界価格
よりも非常に高価であ
る。しかし砂糖の需要

第九表 ブドウ酒の生産及び消費
(1953—56年の平均, 単位 100万ヘクト・リットル)

	生産	輸入(+) 輸出(-)	消費又は 貯蔵
フランス(アルゼリーを含む)	72.0	-1.9	70.1
イ タ リ ー	54.0	-0.2	52.7
ド イ ツ	2.5	+2.4	4.9
U.E.B.L.	0.1	+0.5	0.6
オ ラ ン ダ	—	+0.1	0.1
計	128.6	-0.2	128.4

出所: Enquête sur les perspectives de l'économie française dans le cadre du marché commun.
(Revue du Marché Commun, 8, Nov. 1958, p. 380)

は年々増大の傾向をたどりつつあり、しかも共同市場の設立による共通の対外関税率は付属文書、付表Fに示されているように八〇%と極めて高いものであるから域内の砂糖生産は保証されているであろう。

E、野菜、果物及びブドウ酒

共同市場諸国の中でイタリーは大規模な野菜と果物の輸出国であり、オランダは野菜の輸出国である。他は総て輸入国となっている。六ヶ国全体では果物の生産はわずかに不足しており野菜はわずか過剰である。

ブドウ酒については二大生産国はフランスとイタリーであるが、これらの二国は同時に大消費国でその生産の大部分を自国で消費する。収獲が例外的に悪い時以外はその生産をさばくのが困難である。ドイツ及びベネルックスによって輸入された額は第九表に示すように三〇〇万ヘクト・リットルであるが、この中約二〇〇万はフランス及びイタリー産であとの一〇〇万はスペイン、ギリシャ及びポルトガルからである。域内の関税の撤廃によって直ちに大きな変化を望むことは無理であろう。

〔二〕 欧州農業同盟の計画

欧州経済統合の運動は一九四七・八年頃からその動きがあり、ベネルックス関税同盟、OEEC、EPU、ECS C等の形で実現されて

来たが、その他においても個々の産業部門例えば農業や運輸等の部門で経済統合が考えられ推進されて来た。

具体的に農業統合の問題が出て来たのは一九四九年四月に欧州運動 (le Mouvement Européen, die Europäische Bewegung) のウェストミンスター会議 (Westminsterkonferenz) の時であり、次いで欧州会議においても或は又O E E Cの執行部においても欧州農業機構について語られている。

かくして一九五〇——五一年にかけてステイツカー (Stikker) (蘭)・フリムラン (Philmin) (仏)・マンズホルト (Mansholt) (蘭)・シャルバンティエ (Charpentier) (仏)・エクルス (David Eccles) (英) 等が各々の計画や意見を出している。

先づ最初に一九五〇年六月に当時のオランダ外相であり、且O E E Cの長官であったステイツカーは所謂ステイツカー・プラン (der Suiker-plan) なるものをマーシャル・プランの諸国に提出した。これによると欧州経済統合の前提として輸出及び輸入の分野において欧州内の貿易をさまたげている関税やその他の複雑な制限の引下げを行い、工業の統合を実行するためには先づ基礎産業の統合を行うべきであり、農業は基礎産業として取扱われるべきであるとなしている。この計画は実現しなかったが農業統合、更には欧州経済統合の問題を考察する場合無視することの出来ない重要なものである。

ステイツカー・プランと略々同じ頃 (一九五〇年六月七月) にフランスの農相フリムラン (Philmin) は欧州農産物プールの創設を提案している。フランスはこれによって西独に対し農業生産物の輸出を大々的に行い、かくしてフランスはその過剰生産物の売さばきを容易にすることを考えた。一九五〇年七月に「フランスと西独との農業機構に関する委員会」(Ausschub der französischen und westdeutschen Landwirtschaftsorganisationen) は重要農

業生産物に対する共同市場の設立を要求した。これは勿論ドイツとフランスとの間だけの農産物プールではなく西欧全体を範囲とすることになってはいるが實質においてはフランス・ドイツ間の問題であり、フランス農産物のドイツ市場への開放が目的であった。これに驚いたのがイタリーである。イタリー農業はやはり西ドイツ市場に大きく依存している。かくして仏・伊間の関税交渉が行われたがフランス農民の抵抗により失敗に帰した。これが失敗に帰した原因は単に仏・伊間の利害の衝突のみではなく更に仏・西独間の利害の衝突がより大きなものであったと思われる。即ち重要農産物に対する共同市場の設立において重要農産物とは先づ小麦とブドウ酒があげられている。これが西ドイツのブドウ栽培者の反対に直面した。更にドイツの資本家はフランス農業に対して自国の市場を開放するかわりにドイツの農業機械に対してフランス市場を開放することを要求してフランス工業の息の根をとめようとしたことである。

一九五〇年十一月にオランダ農相マンズホルト(S. L. Mansholt)が農業に対する保護政策の除去と農産物に対する自由貿易を提案している。

一九五〇年十二月にはフリムランの再提案によりフランス政府が欧州農業同盟の設立を公式に提案した。これは屢々「緑の計画」(Plan Vert, grüner Plan)又は「緑のプール」(Pool Vert, grüner Pool)と呼ばれている。これによると、欧州農業生産(というのは実はフランスの農業生産のことであるが)の増大の必要性がとかれており、且その増大は統一された欧州市場においてのみ実現されるというのである。何故ならば大市場のみが販路と低廉な価格とを保証するからである。この欧州農業共同体の原理は次のようなものになるであろう。

- (a) 農業部門において各加盟国はその生産資源を共同で使用する。このことは総ての国に販売と供給の困難に

対する連帯義務を保証する。

(b) この機構は生産を消費需要に合致させ、加盟国全体の市場の均衡を維持するのに必要な規定を定める。ここにおいては生産のオリエンテーションの調和、技術進歩、輸入及び輸出の調整、在庫調整等が関係してくる。

(c) この機構の窮極の目的は加盟国間で農業の各生産物に対して共同市場の設立の準備をすることであり、そのため、加盟国間において競争に対する障害を除去することである。

このフランスの提案は一九五一年春に欧州会議の農業委員会によって容認された。一九五二年三月にこの計画の基礎に立って欧州農業同盟の予備会議が招集され、一九五三年に「欧州農業共同体」の実現のための本会議がパリで開かれた。参加国はフランス、イギリス、イタリア、西ドイツ、ベルギー、オランダ、ルクセンブルグ、デンマーク、スウェーデン、ノルウェー、ギリシア、オーストリー、アイルランド、スイス、トルコ及びポルトガルでスペインも後に参加した。

この会議は短時日で終る予定であったが、西ドイツ農民の反対の声が強クフランスとドイツは対立し、イギリスは又農産物の輸入国として、或は又英連邦諸国との関係においてこの計画に反対し、会議は暗礁にのりあげたが、辛うじて十七ヶ国の代表者から成る「仮委員会」(Interimschub)の設置ということで和解し、決裂をまねがれた。

このようにフランスは常に農産物の過剰国としてその販路の確保と価格の維持に利益を感じて欧州市場に農産物を比較的高い価格で供給し且これによって国内価格をも維持しようとするのである。

これに対して西ドイツ農業は中小経営が多く価格の面でもフランスと対抗できず、もし農産物に対する自由化

が進行するとドイツ農業は大きな打撃を受けることは必然である。農業の持つ特殊な性格から、又社会政策的な観点からも農業に対する保護政策が一方において必要となる。ところが他方において又別の見方が出て来る。即ち独占資本の立場に立つて見るとフランスとの間の関税障壁を除去することにより穀物が安価に流入することになり、これと見返りに西ドイツの工業製品がフランスへ出て行けば西ドイツの資本はそれだけ利潤が増大する。西ドイツ外務省の一九五三年の「欧州農業共同体の問題に関する専門家の意見」において十一人の西ドイツの学者は農業同盟について次のようにいつている。即ち、農業同盟のみでは確かな進歩をもたらすことは出来ない。農産物の輸入障害の除去をもたらすのみではなく、農業産物の輸入に支払が出来るようにするために工業製品に對しても市場を開くべきである⁽¹⁾。

西欧の農相達もやがて農業同盟から市場組織の方向へ、それも総合的な市場組織である欧州共同市場の方へ向ったのであり、欧州における農業経済の統合は六ヶ国共同市場の一分野として決定されるに到ったのである。⁽²⁾

(1) Rolf Lohse, Die Zollpolitik, S. 100.

(2) 本節に於ては Rolf Lohse の Die Zollpolitik と Pierre Fromont の Le Pool Vert ou l'organisation agricole de l'Europe unie (Revue d'Economie Politique Nov.-Déc. 1951, pp. 916~946) を主として参照した。

〔三〕 欧州共同市場の農業に関する規定及び将来への展望

農業に関する共同市場の規定は前節で考察したような矛盾や対立を含むが故に極めて複雑である。「共同市場は農業及び農産物の貿易にも拡張され」、種々の反対規定を除いては「共同市場設立のための規則は農産物に對しても適用される」(第三十八条第一、二項)のであるが、非常に多くの例外規定があり、欧州経済共同体そのもの

がたとえ排他的なものでないとしても、——これ自体問題であるが——農業貿易に関しては極めて保護的、制限的、排他的色彩が濃厚であり、第三国に対して課せられる共通関税も大部分のものは第九九条第一項に定める国内の関税の算術平均ではなしに、付表Fに定められているように協議によって定められている。この関税は十五——二〇%にわたるものが多く、ものによっては四〇%、八〇%のものもある。

共同市場の内部においては他の商品と同様に漸進的に関税障壁及び輸出入数量制限は撤廃される方向へ向うことは事実である。しかし農業の特殊な立場、即ち、農業はあらゆる産業の基礎となる重要な産業部門であること、経済的観点からよりもむしろ政治的・軍事的観点から各国が農業の自給化をおし進めつつあること、農業は一般的には大規模経営よりも中小経営、家族的経営が多いこと等の理由から域内においても自由貿易の実現には種々問題があり、困難な点が多い。これが農業においては問題を複雑にしている原因の主たるものであり、他の商品部門と異なって農業貿易については域外との貿易は勿論であるが域内諸国間の貿易についても多分に保護的な規定が含まれており、共同市場の一般的な原則と相矛盾するのである。

共同市場においては競争が阻害されないことを保証する制度の確立(第三条)が宣言されており、従って(a) 原価、販売価格又は他の取引条件の直接又は間接の固定、(b) 生産、市場、技術開拓、或は投資の制限及び統制、(c) 市場の分割、又は供給源の分割等は共同市場と両立しないものと考え、禁止されることになっており(第八十五条)、又、例外的な場合を除いては、国家或は国家資金によって行われる援助はそれが如何なる形態のものであっても共同市場と両立しない(第九十二条)ことになっている。

しかるに農業に関する規定のところでは、(a) 技術的進歩を促進し、農業生産の合理的発展を保証し、生産要

素、特に労働者の最適の雇用を保証することにより農業の生産性を増大させ、(b) 特に農業労働者の個人収入を増加させることにより農業人口に対し、公正な生活水準を保証し、(c) 市場を安定させ、(d) 供給を保証し、消費者への引渡しに対して合理的な価格を保証すること等のために共同農業政策を行うのであり（第三十九条）、この共同農業政策の目的を達成するために農業市場のための共同組織を設立することになっている。この共同組織は商品の種類によって異なるのであって、(a) 競争を規制するための共通の規則、(b) 異なった国内市場組織間の強制的調整、(c) 欧州市場組織のいづれかの形態をとるが、（例えば大部分の野菜や果物は競争を規制するための共通の規則の下におかれ、確実な組織の下には統制されないうし、小麦や砂糖のようなものは国内組織間の強制的調整の対象となるだろうし、更に単一の欧州組織の中にさえ入るだろう）この何れも特に価格統制、各種の産品の生産及び販売に対する補助金、備蓄及び繰越しの制度、並びに輸入及び輸出の安定のための共通の規制を含む（第四〇条）のであり、この条項は共同市場条約の他の条項で支配的な *Laissez-faire* の原理と極端な対照をなすものである。かかる自由貿易に対する制限の更にはつきりした例は、かかる農業市場の共同組織が設立される迄にとられるものであるが、最低価格制度（第四十四条）と長期契約の制度（第四十五条）である。最低価格制度は加盟国の関税及び数量制限の漸進的撤廃によって輸入価格がある点以下に低下する場合に最低価格の制度により、この価格以下での輸入は、(a) 一時的に停止し、又は減少させ、(b) その輸入がこの最低価格以上でなされるような条件を付するものであり、長期契約については価格及び数量についての長期契約を締結するもので、前者は域内における関税又は数量制限にかわる、或はこれらと同様な効果を持つ貿易に対する障害であり、又後者は他との競争を排除するものである。

以上のように農業に關しては自由競争に対し制限的な規定があり、従つて過渡期の終了後においても完全な自由競争はもたらされないものと考えられる。とはいふものの、域外諸国に対しては相変らず高い共通の保護関税を課し、域内において漸進的に関税障壁及び数量制限が撤廃されれば、やはり貿易方向の転換が多かれ少なかれひき起されるであろう。例えばフランスは穀物をフランスの国内価格よりも安い世界価格でイギリスへ輸出することにより、ある意味では損害を蒙っている。又ドイツは穀物を南北アメリカからその大半を輸入している（第三表、第四表参照）。かかる場合フランスとドイツとの間の関税を撤廃すればフランスはイギリスへ輸出するのをやめてドイツへ輸出し、又ドイツはアメリカからの輸入をやめ、或は減少させて、フランスから輸入するようになるだろう。かくしてフランスは世界価格より高い欧州の小麦価格で売ることが出来、ドイツは関税の分だけ低い価格で買うことが出来るようになる。このようにして市場の転換がなされる。かかる市場転換は市場の共同組織によつてもおし進められる。かくして欧州共同市場の内部で農業の自給自足に近いものが出来あがるだろう。既に第一節で欧州農業貿易について概観したように、六ヶ国欧州は全体としては略々総てを自給しうる状態にある。即ち平均して九六―九七パーセントの自給率であり、穀物においては不足は稍多く約十五%の不足、決定的に不足するものは脂肪体のみであった。穀物もフランスの持つ潜在的農業生産力を考えれば自給するつもりになれば自給することは可能であろう。

ここでフランスの農業発展の可能性を考えて見よう。

フランスは気候、地味が多様であり、種々の農業物の栽培に適しており、これが一般にフランス農業の長所と考えられる。⁽¹⁾それにフランスの最も大きな強みは土地が豊富なことである。第十表に示したように男性労働者一

第十表 各国における男性労働者一人あたりの耕作面積（ヘクタール）

	1900	1950
オランダ	4.1	4.0
ベルギー	3.3	5.0
ルクセンブルグ	5.7	6.7
西ドイツ	5.0	5.9
フランス	6.1	8.3
イタリー	3.5	3.6

出所：Pierre Fromont；Les Problèmes de L'Agriculture (Revue d'Economie Politique, Jan.-Fév. 1958, p. 189)

人あたりの耕作面積において第一位であり、これは更に改良される可能性をもっている。又共同市場の全耕作面積の約四十五パーセントがフランスに存在する事実が土地の上でフランスの持つ優位性を示している。かかる優位性は農業技術、農業教育における劣勢、肥料や農耕機械の高価等の不利な点にもかかわらず農産物価格の点で他の共同市場加盟国より優位に立つことを可能にしている。農業技術、機械化等の面での遅れはたしかにフランス農業の不利な点であるが、これらはかえってフランス農業の将来の発

第十一表 欧州農業のトラクター普及度

ドイツ	14ha に一台
オランダ	19 //
ベルギー	29 //
フランス	40 //
イタリー	80 //

出所：Enquête sur les perspectives de l'économie française dans le cadre du marché commun, (Revue du Marché Commun, 8, Nov. 1958, p. 379)

第十二表 フランスにおけるトラクターの台数

	台数
1938年	20,000
1947年	50,000
1957年	500,000

出所：F. Giscard D'Estaing, L'expansion agricole de la France à l'ouverture du marché commun. (Revue du Marché Commun, 7, Oct. 1958, p. 329)

展の可能性を示すものと考えられる。但し、もし共同市場によりフランスの農産物に對し、大きな欧州市場が開かれるならば、という仮定においてである。

では共同市場によってこのように大きな市場がフランス農業に對し開かれるであろうか。期待されるものはドイツの市場である。共同市場の成立にあたり、ドイツの独占資本はドイツ農民の反対をおしきってフランスと取引をし、ドイツ農業の犠牲のもとにドイツ工業の欧州支配を企図したのであり、かくして農業部面においてはド

イッはフランスに対して市場を開いたのである。とはいうものの完全には開かなかった。何故ならばドイツ農民の反対を無視することが出来なかつたこと、二度にわたる大戦の結果、完全に農業を抛棄して工業一本で立つことは不利で食糧補給の独立は国家の独立の条件の如く考えられるようになって来つたこと等のためである。更に又別の面でも農産物の移動にあつては価格の差は工業製品における程決定的な役割をもたないこと等も考慮に入れると、結局フランス農産物はドイツ農業に打撃を与えない程度にしか入り込む余地はないだろう。又ドイツは唯単に欧州のみでなく世界の各地にその工業製品を輸出する。特に後進国に対し工業製品を輸出して食糧及び原材料を後進国から購入するのが工業国の典型的な貿易形態である。もしドイツがアルゼンチンやパキスタンへ機械や工業製品を輸出しようと思えば必ずやそれらの国から農業生産物を買わねばならないであろう。従つて必ずしもフランスに対してのみ優占的に市場を開くことはあり得ない。このように考えるとドイツの市場はそれ程大きくはフランス農業に対して開かれないであろう。結局農業部門においてフランスの躍進はそれ程望み得ないということになり、共同市場によって欧州の農業にはそれ程大きな変化は起らないということになるのではなからうか。

理論的には国際分業の原理に従つて共同市場総体の利益のために農業部面において相対的な有利性を持つ国が農業に対する特化をおし進め、他の農業に対して相対的に不利な国は農業生産が後退し、農業を抛棄して工業へ移行するということが考え得られ、その方が全体的に見れば能率的といえるかも知れない。しかしそのように地域別、国別にアンバランスな発展をすることは何れの国にとつても長い眼で見れば不利なことである。特に農業に特化する国の方が経済の成長率から考えて遙かに不利なように思われる。フランスはその点も考慮すべきであろう。

とすると結局各国は少なくとも今日見られる水準に農業を維持しつつ特に季節的な変化を系統的に利用しつつ協力しあうという程度になるであろう。

共同市場全体としての農産物の自給の問題であるが、自給率は各国において最近、特に二つの大戦の経験によつて高まりつつある。例えばフランスにおける農産物の自給率は第十三表に示すように変化している。既に述べ

1909—1913.....	50%
1935—1939.....	53
1953.....	64
1954.....	94
1955.....	115
1956.....	98

出所：F. Giscard D'Estaing: L'Expansion agricole de la France à l'ouverture du marché commun. (Revue du Marché Commun, 7, Oct. 1958, p. 330)

たように特別な場合、即ち上質のパンや麵類を製造するために混入する小麦の輸入、或は又特別な南方産の果物や油脂原料は別として、大体自給しようと思えば強力な保護政策を行えば可能であろう。しかしかかる政策はフランスにとつても、ドイツにとつても、共同市場全体にとつても、将又グローバルな意味での世界経済の発展を考えた場合にも望ましいものとはいえないであろう。

新しい Etats-Unis d'Europe（もしさういふならば）は Etats-Unis d'Amerique のような貿易政策をとらないことをせつに望むものである。

最後にフランスについての若干の問題点をあげておこう。第一に農業人口の問題であるが、フランスは伝統的に人口増加が少く減少の傾向さえある。これがフランス経済の大きなガンであるともいわれているが特に農業部門では人口減少がはげしく、若い労働者は都市へ都市へと流れて行く。このことが単に農業人口の減少のみでなく農業人口の老齢化 (vieillessement) を惹起している。即ち農業の活動人口は一九二六年の八一〇万人から一九五四年の六三〇万人へと約二五パーセントの減少となっている。そして人口減少のために農地が耕作されずに抛

棄されたままのところが多くなりつつあり、近い十年の間に人口は一五〇万即ち労働力の一五パーセントを失うだろうとジスカール・デスタンはいつて⁽²⁾いる。又農業人口の老化の現象は農業教育の困難性、特に新しい技術の採用の困難性を示している。一方イタリーにおいて多数の失業した農業労働者が存在していることは周知の事実であり、毎年フランスへ出かせぎに來ている。ところで前章の労働者の自由移動のところでも述べたとおり、条約では労働者の自由移動及び職にありついた場所に居住することが一応許されている。これがはたして實際に行われ、フランス人の農業人口減少の問題を解決し、又同時にイタリーの失業問題を緩和することになるかどうか。今後注意すべき問題の一つであらう⁽³⁾。

次にやはり関連した問題であるが、共同市場加盟国の国民が他の加盟国に移動してそこに居住し、そこで土地を所有して耕作に従事する問題である。条約第五十四条第三項(e)において加盟国の国民が他の加盟国の領域で土地所有を獲得し、且それを利用することが可能となることが記されている。但し第三十九条2に定める原則に違反しない範囲内においてはであるが。例えばオランダでは土地の面積が少なく海までも耕しているわけであるが新しく海を干拓するには莫大な費用がかかる。これに対してフランスの土地を購入すればずっと安価に土地を手に入れることが出来る。とすればオランダ国家はオランダの農業資本家に奨励してフランスの土地を獲得することをすすめ、移民が土地を求めてフランスに流れ込むという事態が生ずるかも知れない。かかる場合は単なる労働者の移動とは同一に考えることは出来ず、土地の支配という点で経済的局面よりも政治的局面において重要な問題を提起するであらう。

欧州共同市場は農業の分野で大きな困難がよこたわっているようである。

(1) ビュール・フロモンによると土地及び氣候の多様性は長所ではなく短所であるという。即ち、「その多様性はあらゆる近代輸出政策に対し障害を形成する。近代輸出政策は同質の生産物の大量によって供給されることを要求する。……：アメリカ人は一籠のリンゴよりも一貨車のリンゴを買う方が容易であると嬉んでいる。それぞれ特殊な能力を与えられた耕地に我々の国を無数に分割することは生産そのものも分割する」ことになり不利であり、「より強力な貿易からの大きな受取国は、通常自然によって最も特殊化された国である」(Pierre Fromont, *Les Problèmes de l'agriculture, dans Revue d'Eco. Pol.*, Jan.-Fév. 1958, pp. 185-186)と述べている。これはグレーブムも指摘しているところであり、たしかに資本主義経済というものを捨象して考えればその通りかも知れないが、資本主義経済の中においては多角的な経済の方が景気変動による損害を最少限にくだめ、又交易条件も有利に決定出来るように思われる。

(2) F. Giscard d'Estaing: *L'Expansion agricole de la France à l'ouverture du marché commun.* (Revue du *Marché Commun*, 7, Oct. 1958, p. 329 et p. 332)

(3) フランスの農業人口が減少していることは事実であるが、その機械化とあわせ考えて、人口の減少を機械化で補いつけるか否かが問題である。シスカール・モスタン(F. Giscard d'Estaing)は *L'Expansion agricole de la France à l'ouverture du marché commun* において農業人口の不足を力説している。しかしビュール・フロモン(Pierre Fromont)は *Les Problèmes de l'agriculture* の脚註において、「フランスの農業は労働者の過剰を蒙っており、これがその収入を減少させている」(Revue d'Eco. Pol., Jan.-Fév. 1958, p. 195)と述べている。たしかに収穫時に労働力の不足することは事実であるが、これは単に季節的なものとも考えられる。労働力の不足が恒常的・絶対的なものか、単に季節的なものかによって移民の可能性は変つて来るだろう。

(4) 農業問題をあつかったドイツの文献で Ernst Engel, *Die Agrarwirtschaft im Gemeinsamen Markt*; F. Brade, *Die deutsche Landwirtschaft im gemeinsamen Markt*; H. Marmulla, *Europäische Integration und Agrarwirtschaft* 等

がある。原稿の締切の都合で眼を通し得なかつたことは残念である。

*

*

欧州経済共同体は経済的・政治的・法律的にわたり広範な問題を提起する。経済問題にのみ限定しても、経済のあらゆる分野の問題が濃縮されている。本論文においては特に社会問題と農業問題を取りあげたが、他の問題については別の機会にゆずることにする。

(三四・五・九)